

申請上の注意事項

令和3年度に、私立幼稚園等の特別支援教育に係る補助金の
交付申請を予定している幼稚園・認定こども園設置者の方へ

下記内容について、十分ご留意いただきますようお願いします。

1. 診断書(判定書)等

本補助金に係る添付書類の「診断書(判定書)等」とは、次の(1)又は(2)をいいます。

(1) 診断書・意見書・証明書・判定書・指導書・紹介状・所見 等 【原本】

様式	大阪府が示す様式 ・ <u>診断書(判定書)…様式2-2(医師用)</u> ・ <u>意見書(判定書)…様式2-3(医師以外用)</u>
	発行者(機関(長))の任意様式
具体例	専門医師、病院、医院発行の診断書
	子ども家庭センターや保健所からの所見
	心理学専攻の大学教員(履歴書の添付が必要)の意見書 等
発行者	医学上または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格(心理判定員)等)を持つ者であることが必要です。 ※次のような資格者が作成した診断書(判定書)等は、原則として添付書類として認められません。 ・ <u>民間資格</u> (民間団体が付与する資格で、国が認定していないもの) ・ <u>社会福祉法人やその他障がい福祉事業を行う公益法人の職員</u> (当該法人に所属する専門医師等が個人の資格で診断書を作成する場合は除く)
記載内容	大阪府が示している様式(医師の場合は様式2-2、医師以外は様式2-3)で求める記入項目を、全て満たしていただく必要があります。 ※次のいずれかに該当する場合は、添付書類として認められません。 ・ <u>記入事項に不足があるもの</u> ・ <u>医師以外が発行する書類にあつては、保護者の署名(自署)がないもの</u> ・ <u>発行者(機関(長))名もしくは医師等の氏名の記名・押印がないもの</u>
作成時期	令和3年4月から9月末日までに作成されたもの ※昨年に引き続き交付申請を予定する園児についても、上記期間に発行された診断書(判定書)等を提出してください。

(2) 各種手帳類 【写し ※設置者による原本証明が必要】

具体例	身体障がい者手帳
	療育手帳
	こども健康手帳
	小児慢性特定疾患手帳
	小児慢性特定疾患治療費援助承認決定通知書
	特別児童扶養手当認定通知書
	医療費助成証
	心臓病管理指導表 等
注意事項	障がい種別が判定できない(病名等の記載のない)書類は、手帳等を発行した機関がその障がいを認定したもとなる診断書等の添付をお願いする場合があります。
有効期限	承認期間等が記載されている場合は、令和3年度が期間内であるもの

2. 保護者への説明、保護者の同意

(1) 個人情報の取扱いについて

- ① 本件調査のほとんどは個人情報であり、「個人情報保護法」及び「大阪府個人情報保護条例」により、府はもとより、各園においても、本件調査情報の適正な取扱いの確保に努める必要があります。また、本人もしくはその法定代理人は、同条例に基づき大阪府に対して、自己に関する個人情報の開示請求をすることができます。
- ② 個人情報の取扱いについては、慎重を期するとともに、当該園児の保護者に対し、必ず次の事項について十分な説明を行ってください。
 - ・ 診断書(判定書)等の提出先は、大阪府です。
 - ・ 提出書類は、補助対象となるかどうかを判断する資料として大阪府が使用します。
 - ・ 大阪府は、提出書類を他の目的で使用することは一切ありません。

(2) 配慮の説明と保護者の同意

- ① 対象園児の保護者に対し、次の事項について十分な説明を行ってください。
 - ・ 対象園児に対する年間を通じた個別の指導計画及び継続した配慮の内容、担当教員、取組内容、取組頻度等
 - ・ 大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金の趣旨
 - ・ 当該補助金は、府が特別支援教育の充実や教育条件の向上を図ることを目的に、私立幼稚園に対し助成するものであり、保護者に対し直接給付される補助金ではないこと
 - ・ 診断書(判定書)等は、調査票の添付書類として大阪府に提出すること

- ② 対象園児の保護者に対し、次の事項について、記載内容をご確認いただき、同意を得た上で、副申書の「保護者氏名(自署)」欄に署名(自署)を得てください。
- ・ 副申書
 - ・ 診断書(判定書)等
 - ・ 支援内容、支援計画